

鳥取県告示第330号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年7月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年5月31日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成23年5月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人C l a m

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

西村 保彦

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市杉崎601-2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、支援が必要な障がい者及びその家族、高齢者に対し、職業能力開発、実施活動の場と機会、及び交流の場を提供し、自立と福祉の増進に寄与するとともに、地域の活性化に寄与する事を目的とする。